

平成27年5月7日

国土交通省行政事業レビュー推進チーム設置要領

国土交通省

1. 設置及び目的

国土交通省において行政事業レビュー等を実施するため、国土交通省行政事業レビュー推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

2. 事務

推進チームは、以下の事務を行う。

【事業の点検等】

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ ①、②及び③を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果（所見）のとりまとめ
- ⑤ 推進チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、事業の点検等の実施に必要な事務

【基金の点検等】

- ⑧ 基金所管部局による、国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現状把握等
 - ・ 基金シート及び執行状況表の適切な作成
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進
- ⑨ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切なとりまとめ及び公表
- ⑩ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現状把握等及び同表の適切な作成等の取組の指導
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、基金の点検等の実施に必要な事務

3. 組織

- (1) 推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって構成し、それぞれ別紙に掲げる者をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、推進チームの事務を総括する。
- (3) 副統括責任者は、統括責任者の職務を助ける。

(4) 統括責任者は、必要があると認めるときは、別紙に掲げる者以外の者をチームメンバーとして参加させることができる。

4. 事務の委任

推進チームは、2. の事務を推進チーム以外の組織に委任することができる。

5. 庶務

推進チームの庶務は、関係各局等の協力を得て、大臣官房会計課及び政策統括官室において処理する。

6. その他

この要項に定めるもののほか、推進チームに関し必要な事項は、統括責任者が定める。

(別紙)

国土交通省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者	大臣官房長
副統括責任者	大臣官房会計課長及び政策統括官付政策評価官
メンバー	大臣官房人事課長
	大臣官房総務課長
	大臣官房広報課長
	大臣官房地方課長
	大臣官房福利厚生課長
	大臣官房技術調査課長
	大臣官房参事官（会計担当）
	大臣官房参事官（人事担当）
	大臣官房上席監察官
	大臣官房官庁営繕部管理課長
	総合政策局総務課長
	総合政策局政策課長
	国土政策局総務課長
	土地・建設産業局総務課長
	都市局総務課長
	水管理・国土保全局総務課長
	道路局総務課長
	住宅局総務課長
	鉄道局総務課長
	自動車局総務課長
	海事局総務課長
	港湾局総務課長
	航空局予算・管財室長（大臣官房参事官（航空予算））
	北海道局予算課長
	観光庁総務課長
	気象庁総務部経理管理官
	運輸安全委員会事務局総務課長
	海上保安庁主計管理官